

後期高齢者医療保険料 納付方法指定届出書

年 月 日

武蔵野市長 殿

私は、後期高齢者医療保険料を口座振替により納付いたします。
納期限内に納付できなかった場合、年金天引に再度切替をされても異議ありません。

被保険者氏名	
被保険者番号	※資格確認書に記載されている8ケタの数字です。
住所	〒
電話番号	(携帯電話も可)

※被保険者と届出者が異なる場合は下記もご記入ください。

届出者氏名	
被保険者との関係	家族() その他()
届出者住所	〒
届出者電話番号	(携帯電話も可)

現在年金天引(特別徴収)の方は、届出書の受付日によって年金天引を中止できる月が異なります。
日付は後期高齢者医療係への必着日です。その日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日が必着日となります。

年金天引が中止できる月	4月支給分 から中止	6月支給分 から中止	8月支給分 から中止	10月支給分 から中止	12月支給分 から中止	2月支給分 から中止
これから郵送で口座登録の申込をする方	12月28日	2月28日	4月30日	6月30日	8月31日	10月31日
その他の方 (※注1)	1月31日	3月31日	5月31日	7月31日	9月30日	11月30日

※注1①すでに口座振替をご利用の方は、この届出書を郵送または直接後期高齢者医療係までご提出ください。

②金融機関窓口で口座振替の申込手続きを済ませ、この届出書を提出される方で

- ・後期高齢者医療係窓口へ直接提出される場合は、口座振替依頼書の本人保管分をご持参ください。
- ・郵送で提出される場合は、口座振替依頼書の本人保管分コピーを同封してください。

③後期高齢者医療係窓口でキャッシュカードによる振替口座登録をされる方は、手続きについて事前に下記までご確認ください。

ご不明な点は後期高齢者医療係までお問い合わせください。

お問合せ・提出先
武蔵野市役所保険年金課後期高齢者医療係
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
電話0422-60-1913(直通)